

経営所得安定対策の交付申請が**4月1日**から始まっています

水田における転換作物に加え、麦・大豆などの対象となる畑作物を作付けした販売農家に交付金を直接支払う「経営所得安定対策」の交付申請が4月1日から始まっています（制度は昨年度と基本的に同じです）。

平成30年度の経営所得安定対策に係る交付申請を行う方（新たに申請する方を含む）及び収入減少影響緩和対策（ナラシ）に係る交付申請を行う方は、「経営所得安定対策等交付金交付申請書」の提出が必要です。また、経営所得安定対策の申請には「経営所得安定対策等交付金に係る営農計画書」も必要となります。

札幌市と札幌市農業協同組合では、合同で市内5か所において申請を支援する窓口を設けます。平成29年度に交付金の交付を受けられた方には、昨年のデータに基づき、窓口設置のご案内書を送付いたしますが、今年度新たに交付金の交付を受けたいとお考えの方は、田もしくは畑の位置、作物情報などを下記連絡先にお知らせくだされば、窓口をご案内いたします。

経営所得安定対策及び交付申請に関する情報は以下のホームページをご覧ください。

○農林水産省＜経営所得安定対策に関するホームページ＞

http://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/keiei_antei.html

○北海道農政事務所＜経営所得安定対策に関するホームページ＞

http://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/keieiantei/keiei_antei/index.html

問い合わせ先

札幌市農政部農政課調整係

Tel.011-211-2406

札幌市農業協同組合本店経済部営農販売課

Tel.011-621-1346

農地の「利用状況調査」へのご協力をお願いします

農業委員会では、耕作されていない農地（遊休農地）等の把握と違反転用の未然防止のために、毎年、農地法の規定に基づき、農地の「利用状況調査」を行っています。

本調査は、地域の農地利用最適化推進委員が中心となって現地調査を行うもので、6月から9月までの期間で実施する予定となっております。調査の際は、必要に応じて農地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご了承願います。

また、調査終了後は、遊休農地をお持ちの方などに、その農地の農業上の利用について、ご意向を伺う予定です。皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

農業者年金受給権者現況届の提出をお願いします

6月1日（金）より、農業者年金受給権者現況届の提出を受付開始いたします。現況届は、農業者年金受給権者の方が農業者年金を受給する資格があるかどうかについて、毎年1回確認するためのもので、農業者年金を受給し続けるために必要な手続きとなります。

6月29日（金）までに、忘れずに農業委員会まで提出頂きますようお願いいたします。

郵送でも受け付けできます。なお、ご住所等に変更がある場合は、手続きが必要ですので、直接農業委員会事務局へお持ちいただくか、郵送前にご連絡ください。

＜郵送での現況届提出先＞

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市農業委員会事務局 宛

転居した場合、農業者年金の住所変更届の提出はお済みでしょうか？（区役所での住所変更手続きとは別のものでご注意ください。）お済みでない場合は、農業委員会事務局へご連絡ください。農業者年金住所変更届の書類を郵送させていただきます。

連絡先

農業委員会事務局

Tel.211-3636